

特定のマイクロソフト ソフトウェア製品の リースまたはレンタルに関する契約書

重要 - よくお読みください: 本契約 (以下「契約」) は、お客様の法人 (以下「貴社」) と Microsoft Corporation またはその関連会社 (以下「マイクロソフト」) の間で締結されます。本契約は貴社に次の限定的な権利を付与します。(i) 貴社が購入したパーソナル コンピューター (以下「PC」) のうち、OEM 版の Windows 11 Pro/Pro for Workstations、Windows 10 Pro/Pro for Workstations、Windows 8 Pro、Windows 7 Professional のいずれかのデスクトップ OS および該当する場合は Microsoft Office 2021、Microsoft Office 2019、Microsoft Office 2016、Microsoft Office 2013、Microsoft Office 2010 のいずれかの製品 (以下「マイクロソフト ソフトウェア製品」) が PC メーカー (以下「OEM」) によりプレインストールされた PC をサードパーティにリースする権利、ならびに (ii) 特定のマイクロソフト ソフトウェア製品の OEM 版およびボリューム ライセンス版をレンタルする権利。本契約の下で権利を行使することにより、貴社はその条件に同意したものとします。貴社が同意しない場合、貴社はマイクロソフト ソフトウェア製品がプレインストールされた PC をリースしたり、マイクロソフト ソフトウェア製品をレンタルしたりすることはできません。(1) 貴社がマイクロソフトもしくはマイクロソフトの関連会社と有効な OEM ライセンス契約を締結している場合、または (2) 貴社が OEM ライセンス契約の下で OEM 関連会社としての資格を有する場合、貴社は本契約の下で権利を行使することはできません。本契約において、「OEM 関連会社としての資格を有する」とは、貴社が有効な OEM ライ 三半数を所有することを意味します。貴社はまた、本契約の下でリースまたはレンタルしたマイクロソフト ソフトウェア製品についてマイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項 (以下「ライセンス条項」) の下でエンド ユーザーとして権利を行使しないことに同意するものとします。

1.リースの権利と義務

1.1 ライセンスの付与、制限、および義務

各マイクロソフト ソフトウェア製品の当該ライセンス条項に別段の規定があった場合でも、マイクロソフトは本契約により、リースの下でリース PC 上のマイクロソフト ソフトウェア製品を顧客にリースする権利を貴社に付与します (各定義は下記を参照)。この権利の付与は、貴社が本契約の条件およびすべての当該ライセンス条項を継続して遵守することを条件とします。

貴社は、リースする PC (以下「リース PC」) を完全に所有し、各顧客 (以下「借受人」) とリース契約 (以下「リース」) を締結する必要があります。リース PC にはマイクロソフト ソフトウェア製品がプレインストールされている必要があり、各リース PC は単一の借受人のみにリースすることができます。各リースは、(i) リース PC のサブリースまたはサブライセンスを禁止するもので、(ii) 契約期間は最低 3 年間とし、(iii) リース PC の所有権が借受人に移転した時点で自動的に終了する必要があります。

借受人による各マイクロソフト ソフトウェア製品の使用については、そのマイクロソフト ソフトウェア製品の当該ライセンス条項で規定されるものとします。貴社は、各マイクロソフト ソフトウェア製品を当該ライセンス条項に従って使用するよう各借受人に指示するものとします。

下記の第 2 条で許可される場合を除き、本第 1 条は、(1) マイクロソフト ソフトウェア製品をスタンドアロン製品としてリースする権利、(2) ホスト デバイスからアクセスされ、複数のクライアント コンピューター/ワークステーションにリソース、サービス、もしくは情報を提供するソフトウェア製品をリースもしくはその他の方法で共有アクセスを提供する権利、または (3) リース以外の方法でマイクロソフト ソフトウェア製品をリースする権利を貴社に付与するものではありません

1.2 マイクロソフト ソフトウェア製品の配布

貴社は、本契約に規定されるように、マイクロソフト ソフトウェア製品を「スタンドアロン」製品としてではなく、リース PC にインストールされた状態でのみ借受人に販売および配布するものとします。貴社が購入したリース PC に、マイクロソフト ソフトウェア製品のコピーを含む復旧用の OEM ブランド メディア (CD-ROM など) が付属している場合、かかるリカバリ メディアはリース PC と共に借受人に提供することができます。

1.3 リースの満了または終了時の義務

リースが終了した時点で、貴社は、リース PC の所有権が借受人もしくはマイクロソフト 認定再生事業者に移転したかどうか、またはリース PC と共にすべてのマイクロソフト ソフトウェア製品および関連資料が破棄されたかどうかの記録を保持するものとします。貴社は、本契約の下でリース PC を別の当事者に譲渡したり、マイクロソフト ソフトウェア製品を再リースしたりする権利を有しません。それ以降の使用または譲渡については、マイクロソフト ソフトウェア製品の借受人に限定され、当該ライセンス条項のみで規定されるものとします。貴社は、リース終了時にリース PC を再リースすることができます。ただし、先に権利を適切に取得することを条件とします。

2. レンタル権

下記の第 2.1 条で指定された対象アプリケーションのいずれかを実行するライセンスを貴社が取得している各デスクトップまたはその他の PC (それぞれ、以下「対象デバイス」) について、マイクロソフトは本第 2 条の限定的なレンタル権を貴社に付与します。

2.1 レンタル権の対象アプリケーション - Office および Windows

対象のアプリケーションは、特定のマイクロソフト プログラムを通じて購入された特定のアプリケーションに限定されます。プログラムの種類別の対象のアプリケーション (それぞれ、以下「対象アプリケーション」) は以下のとおりです。

Office 製品

レンタル権の対象となる Office のバージョン	貴社のライセンスに適用されるライセンス契約:					
	OEM	PIPC (日本のみ - 一部のエディ ション ¹)	マイクロソ フト製品/サー ビス契約 ²	Microsoft 顧客契約 ³	Open License ⁴	Select また は Select Plus 契約 ²
Office LTSC Standard 2021			●	●	●	●
Office Standard 2019			●	●	●	●
Office Standard 2016			●	●	●	●
Office Standard 2013			●		●	●
Office Standard 2010			●		●	●
Office LTSC Professional Plus 2021			●	●	●	●
Office Professional Plus 2019			●	●	●	●
Office Professional Plus 2016			●	●	●	●
Office Professional Plus 2013			●		●	●
Office Professional Plus 2010			●		●	●
Office Personal 2021		●				
Office Personal 2019		●				
Office Home & Business 2021		●				
Office Home & Business 2019		●				
Office Professional 2021		●				
Office Professional 2019		●				

1 PIPC の Office 製品は、デバイスにライセンスがブレインストールされている場合 (以下「デジタル版」) と、デバイスに同梱されたカードにライセンス認証キーが記載されている場合 (以下「カード版」) があります。レンタル権の対象となる Office PIPC 製品は、上記の Office バージョンの法人向けエディション (デジタル版またはカード版) および一般ユーザー向けエディションのカード版のみに限定されます。上記の Office 製品の一般ユーザー向けエディションのデジタル版はレンタル権の対象外となります。

²この種類の契約の下で購入されたマイクロソフト ソフトウェア製品について、「ライセンス条項」とは、ボリューム ライセンス [製品条項](#) および貴社がマイクロソフト ソフトウェア製品のライセンスを取得した関連条項を指します。マイクロソフト製品/サービス契約 (MPSA) が提供されている市場において、マイクロソフトは 2016 年 7 月 1 日以降、既存の法人向け Select Plus 契約を通じた新規注文および次回の契約応当日のソフトウェア アシユアランス更新の受け入れを停止します。Select Plus の提供終了は、公共機関および教育機関向けの Select Plus 契約には適用されません。詳細については、<http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/select.aspx> を参照してください。

³「Microsoft顧客契約」の下で取得したライセンスの場合、永続ソフトウェア ライセンスのみがレンタル権の対象となります。

⁴ Open License プログラムは 2021 年 12 月 31 日に廃止されました。2022 年 1 月 1 日以降、新規ライセンスをご購入いただくことはできません。

Windows 製品

レンタル権の対象となる Windows のバージョン ¹	貴社のライセンスに適用されるライセンス契約:				
	OEM	マイクロソフト製品 /サービス契約 ²	Microsoft 顧客契約 ³	Open License ⁴	Select または Select Plus 契約 ²
Windows 11 Pro	●	●	●	●	●
Windows 10 Pro	●	●	●	●	●
Windows 11 IoT Enterprise	●				
Windows 10 IoT Enterprise	●				
Windows 8 および Windows 8.1 - Professional (K および KN エディションを含む)	●	●		●	●
Windows 7 - Professional (K および KN エディションを含む)	●			●	●

¹ N、K および KN は、特定の市場において提供される特殊なエディションです。

²この種類の契約の下で購入されたマイクロソフト ソフトウェア製品について、「ライセンス条項」とは、ボリューム ライセンス [製品条項](#) および貴社がマイクロソフト ソフトウェア製品のライセンスを取得した関連条項を指します。マイクロソフト製品/サービス契約 (MPSA) が提供されている市場において、マイクロソフトは 2016 年 7 月 1 日以降、既存の法人向け Select Plus 契約を通じた新規注文および次回の契約応当日のソフトウェア アシユアランス更新の受け入れを停止します。Select Plus の提供終了は、公共機関および教育機関向けの Select Plus 契約には適用されません。詳細については、<http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/select> を参照してください。

³ Open License プログラムは 2021 年 12 月 31 日に廃止されました。2022 年 1 月 1 日以降、新規ライセンスをご購入いただくことはできません。

2.2 レンタル権のライセンス付与 - Office および Windows

第 2.1 条で指定された各マイクロソフト ソフトウェア製品 (対象アプリケーション) の当該ライセンス条項に別段の規定があった場合でも、マイクロソフトは本契約により、下記の第 2.3 条で許可されたレンタル権を行使する権利を貴社に許諾します。この権利の付与は、貴社が本契約の条件およびすべての当該ライセンス条項を継続して遵守することを条件とします。

2.3 レンタル権

各対象デバイスについて、マイクロソフトは対象アプリケーションをレンタルまたはリースすることに関するライセンス条項の禁止事項を放棄し、本契約の条件に準拠したリースおよびレンタルを許可します。

各ユーザーによる各対象アプリケーションの使用については、その対象アプリケーションのライセンス条項で規定されるものとします。貴社は、(1) 各ユーザーに各対象アプリケーションのライセンス条項に書面または電子的に同意することを要求し、(2) マイクロソフトが対象アプリケーションについて一切の保証を提供しないこと、およびマイクロソフトが第三者のいかなる申し立てからもユーザーを防御せず、ソフトウェアの使用に起因するいかなる損害に対しても責任を負わないことを各ユーザーに通知する必要があります。

2.4 レンタルに関するその他の要件

対象アプリケーションは仮想環境で使用することはできません。

リモート アシスタンスまたは類似のテクノロジーを使用した技術サポートの目的で必要な場合を除き、対象アプリケーションにリモート アクセスした

り、その他の方法でユーザーがライセンスを取得したデバイス以外のデバイスでそのソフトウェアを使用できるようにしたりすることはできません。

商用利用: 本第 2 条の権利は、商用利用の目的のみで行使することができます。

貴社は、本第 2 条で付与されたレンタル権に基づく対象アプリケーションの使用に関連する申し立てについて、弁護士費用を含めてマイクロソフトに補償し、マイクロソフトを防御および保護することに同意するものとします。

3. 貴社のその他の義務

3.1 マイクロソフト ソフトウェア製品の購入

すべてのマイクロソフト ソフトウェア製品 (リース PC にインストールされたものを含む) は、正規のマイクロソフト ソフトウェア製品であり、適切に購入され、OEM 版の製品の場合は、OEM によりプレインストールされている必要があります。

3.2 ライセンス要件の遵守

貴社は、その従業員およびマイクロソフト ソフトウェア製品にアクセスするその他の個人に対して、マイクロソフト ソフトウェア製品に関する次の条件を通知することに同意するものとします。(i) マイクロソフトおよび OEM によりライセンスが付与されること、(ii) 本契約 (該当するライセンス条項を含む) に記載されている使用条件に従ってのみ使用できること、ならびに (iii) かかる使用条件に違反して複製、譲渡、またはその他の方法で使用できないこと。貴社は、マイクロソフト ソフトウェア製品の不正な配布、使用、複製、著作権侵害を防止するために、商業的に合理的なあらゆる努力を行うことに同意するものとします。

3.3 本契約の期間と終了

本契約は、貴社が最初のリースを締結した日、または第 2 条のレンタル権を最初に行使した日 (その方が早い場合) に発効し、マイクロソフトが終了するまで効力を有するものとします。マイクロソフトが契約終了の通知を行った場合、本契約に基づく貴社の権利は通知日から 90 日後に失効します。ただし、契約終了時に有効なリースに関して本契約で付与された権利は、そのリースの全期間にわたって存続するものとします。マイクロソフトはまた、貴社が本契約に違反した場合、通知をもって本契約を直ちに終了することができます。本契約が終了した場合、貴社およびその関連会社は、マイクロソフトの書面による事前の同意なしに、本契約を再び締結することはできません。

4. 責任の制限

貴社がマイクロソフトまたはその関連会社に損害賠償を請求する権利を有する場合があります。貴社の申し立ての根拠 (契約違反や不法行為など) にかかわらず、マイクロソフトおよびその関連会社の責任は、最大 50.00 米ドルの直接損害に限定されます。この金銭的な制限は、(i) マイクロソフトもしくはその関連会社、またはその従業員もしくは代理人の無謀または故意の違法行為によって引き起こされ、裁判所の最終判決を受けた損害の賠償責任、または (ii) マイクロソフトもしくはその関連会社、またはその従業員もしくは代理人の過失または詐欺的な不実表示によって引き起こされた人身傷害または死亡の賠償責任には適用されません。

マイクロソフト、その関連会社、またはマイクロソフト ソフトウェア製品の作成、製造、もしくは提供に関与したいかなる者も、マイクロソフト ソフトウェア製品を使用すること、または使用できないことに起因するいかなる間接的、結果的、または偶発的な損害 (事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、または類似の損害を含む) に対して、マイクロソフトがかかる損害の可能性を通告されていた場合であっても責任を負わないものとします。

ライセンス条項に明示的に規定されている場合を除き、貴社、その関連会社、およびそのフランチャイズ加盟者は、借受人またはレンタル権のユーザーに対して、マイクロソフト ソフトウェア製品またはその使用に関するいかなる表明も行わないものとします。貴社は、貴社の本契約の違反または本契約に基づく貴社の活動に関連する過失行為もしくは不作為に起因もしくは関連するいかなる申し立てからもマイクロソフト

およびその関連会社を防御、補償、および保護することに同意するものとします。

5. 遵守状況の確認

5.1 遵守状況を確認する権利

貴社は、リース PC、そのリース、レンタル権の行使、および本契約に基づく貴社の義務の履行に関する記録を保持する必要があります。マイクロソフトは、本契約の期間中およびその後 1 年間、マイクロソフトの費用負担で本契約の遵守状況を確認する権利を有します。

5.2 確認プロセスと制限

遵守状況を確認するために、マイクロソフトは国際的に認知されている独立系公認会計事務所の会計士を雇用して守秘義務を課します。確認作業は、30 日以上前に通知したうえで、通常の営業時間内に貴社の業務を不当に妨げることのない方法で実施されます。貴社は、確認作業を進めるうえで会計士が合理的に要求する情報を速やかに会計士に提供する必要があります。代替手段として、マイクロソフトは、本契約の下で貴社がリースしたリース PC および貴社が行使したレンタル権に関するマイクロソフトの自己監査アンケートを記入することを貴社に要求できますが、マイクロソフトは上記に規定した確認プロセスを使用する権利を留保します。

マイクロソフトが確認作業を実施して、重大な不正リース、不正レンタル、または本契約の下で要求される記録の不備（不正なリースもしくはレンタル、または 5% 以上の記録の不足）が発見されなかった場合、マイクロソフトは最低 1 年間、当該の法人の確認作業を実施しません。マイクロソフトおよびマイクロソフトの監査人は、遵守状況の確認作業で取得した情報を、マイクロソフトの権利を行使する目的、および貴社が本契約の条件を遵守しているかどうかを判断する目的のみに使用します。本第 5.2 条に基づく権利を行使することにより、マイクロソフトは、本契約を執行する権利、または法律で認められているその他の手段で知的財産を保護する権利を放棄するものではありません。

5.3 契約違反の改善

確認作業または自己監査により、不正なリースまたは記録の不足が発覚した場合、貴社はリースおよびレンタル活動を反映するために必要な権利を速やかに取得する必要があります。貴社による重大な不正リースまたは必要な記録の不備が発見された場合、貴社はマイクロソフトが確認作業に要した費用を発見から 30 日以内にマイクロソフトに償還する必要があります。

6. 一般条項

本契約は、本契約の各当事者ならびにそれぞれの承継会社および譲受会社を拘束し、その利益に帰するものとします。ただし、貴社は、マイクロソフトの書面による事前の同意なしに、本契約に基づく権利または義務をいかなる方法でも譲渡することはできません。

貴社の所在地がヨーロッパ、中東、またはアフリカに該当する場合、本契約はアイルランドの法律に従って解釈され、準拠するものとし、貴社はアイルランドを裁判地とし、同国の裁判所が裁判権を有することに同意するものとします。それ以外の場合は、本契約は米国ワシントン州の法律に従って解釈され、その法の選択に関する規則を除いて準拠するものとし、貴社は米国ワシントン州キング郡を裁判地とし、同郡の裁判所が裁判権を有することに同意するものとします。訴状は、適用法または裁判所の規則によって許可された方法で、いずれかの当事者に送達されます。本契約の第 1.3 条、第 3.3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、および本契約の下でリースされたマイクロソフト ソフトウェア製品についてライセンス条項の下でエンド ユーザーとして権利を行使することに関する禁止事項は、本契約の終了または失効後も存続します。管轄権を有する裁判所によって本契約のいずれかの規定が違法、無効、または強制不能と判断された場合でも、残りの規定は完全な効力を維持するものとします。